

SRH 設置・工事説明書

ハイグラストップ クッキングヒーター (組込形)

形名 SRH-273G (3口)
SRH-272G (2口)

- この商品を安全に正しく設置していただくために、設置工事の前にこの設置工事説明書をよくお読みになり、この設置工事にしたがって確実に設置工事を行なってください。
- 設置工事完了後、試運転を行ない異常がないことを確認するとともに、取扱説明書にそってお客様に使用方法、お手入れのしかたを説明してください。
- この設置工事説明書は工事完了後、お客様にお渡しし、取扱説明書とともにお客様で保管いただくように依頼してください。

安全上のご注意

設置工事の前に、この「安全上のご注意」をよくお読みのうえ、正しく設置してください。
ここに示した注意事項は、安全に関する重大な内容を記載していますので、必ず守ってください。
表示とその意味は、次の様になっています。

警告 誤った取り扱いをすると、人が傷害を負ったり、物的損害の発生が想定される内容を示します。

注意 誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。

※物的損害とは、家屋、家財および家畜、ペットに関わる拡大損害を示します。

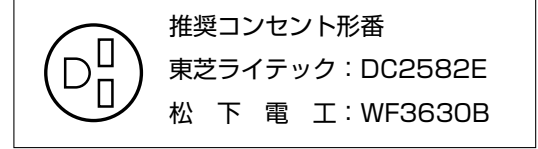
警告	
電気配線工事は、必ず電気工事登録業者に依頼する ご自分で配線工事をされ不備があると、漏電や火災の原因になります。	アース工事は、電気設備技術基準等関連する法令、規制等に従って必ず「法的有資格者」によるD種接地工事を行なう 漏電時に感電の恐れがあります
設置工事は「設置・工事説明書」に従って確実に工事する 設置に不備があると、漏電・火災・けがなどの原因となります。	電源コードを傷つけたり、プラグを外して直結しない 漏電やショートにつながることもあり、感電や発火の原因になります。
絶対に分解、修理、改造は行なわない 発火、異常動作してけがをすることがあります。	設置は火災予防条例に基づいて、可燃物との離隔距離を必ず守る 距離が近いと、火災の原因になります。
注意	
トッププレートに衝撃を加えない ひびが入ったり過熱、感電などの原因になりますので、上に乗ったり、物を落としたりしないでください。	試運転中、トッププレートやロースターなどの高温部に触れない やけどの恐れがあります。

1 製造開始の届出 (乙種電気用品)

■工事現場で工事人が取り付けるときは別ですが、家具製造者等が製造活動として家具等に取り付けるときは電気用品取締法の製造規制の対象となりますので、注意してください。乙種電気用品の届出が必要です。

2 電気工事および接地工事

- 電源工事や接地工事は「電気設備技術基準」ならびに「内線規定」に準じてください。
- 電源は30A専用回路(ブレーカ付)を設けてください。
万一のときの安全のために、漏電しゃ断器の設置をお願いいたします。
- 電源コンセント:埋込コンセント……単相3線式定格250V30A(一極接地用)
 - 電源コンセント取付位置は、5の「システムキッチンとの関係寸法図」を参照してください。
 - 電源コードの直付は絶対にしないでください。
- アース工事を必ず行なってください。(D種接地工事)
 - 上記コンセントの一極接地用に配線してください。



《ご注意》
アース線はガス管や水道管、電話線用のアース線には絶対に接続しないでください。

電気工事は、必ず電気工事士の免許をお持ちの方に行なっていただきますようお願いいたします。

3 システムキッチンの温度上昇

■システムキッチンに使用する材料は145℃の熱に耐えるような材料を使用してください。また、接着材等の耐熱性もご注意ください。

1. 異常温度上昇試験において、システムキッチンの各部分の温度は、145℃以下(基準周囲温度30℃)。この試験条件は左右の各ヒーターにフライパンをからでのせ、強火で連続通電すると共に、ロースターの受け皿に水を入れないで強火で連続通電した状態に相当します。
2. 平常温度上昇試験においてシステムキッチンの各部分の温度は95℃以下(基準周囲温度30℃)。この試験条件は左右の各ヒーターに水を入れたなべをのせ、強火で連続通電すると共に、ロースターの受け皿に水を入れて強火で連続通電した状態に相当します。

4 設置上の注意

火災予防条例、電気設備技術基準第59条にしたがって設置してください。

- 器具の大きさに合った、水平な台の上に設置してください。

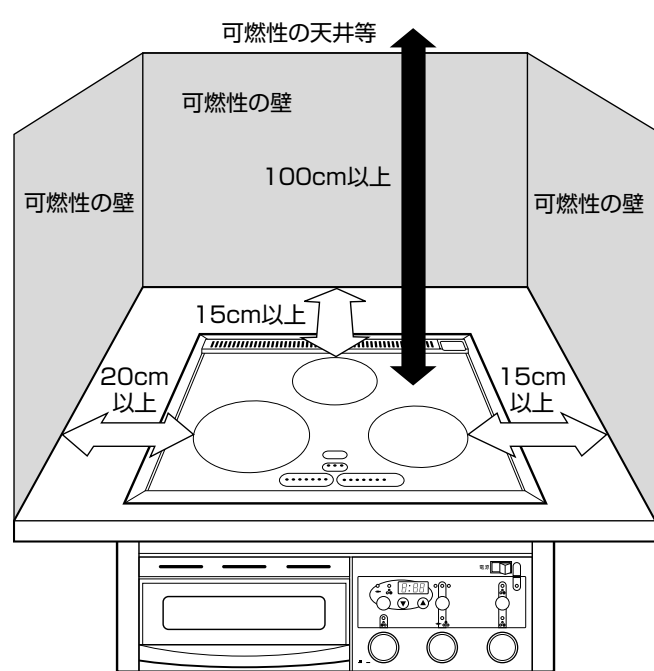
■周囲が可燃性の壁の場合

- 右図の通り側面と背面の壁を加熱面の外周から離してください。

※SRH-272Gは本体後方の寸法規制は適用されません。

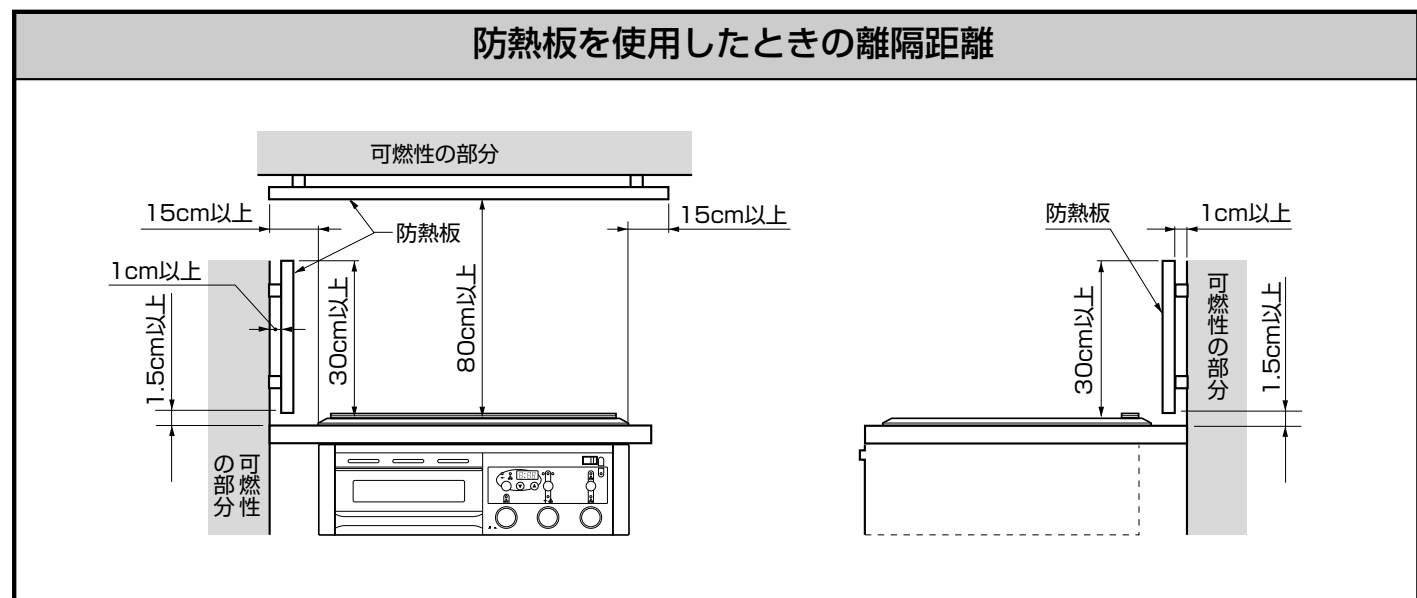
- 器具の上方の天井、吊り戸棚などの可燃性の部分との間は100cm以上離してください。

- 器具の前面は60cm以上離してください。



■可燃性の壁から上記の距離を離せない場合は、防熱板を取り付ける。

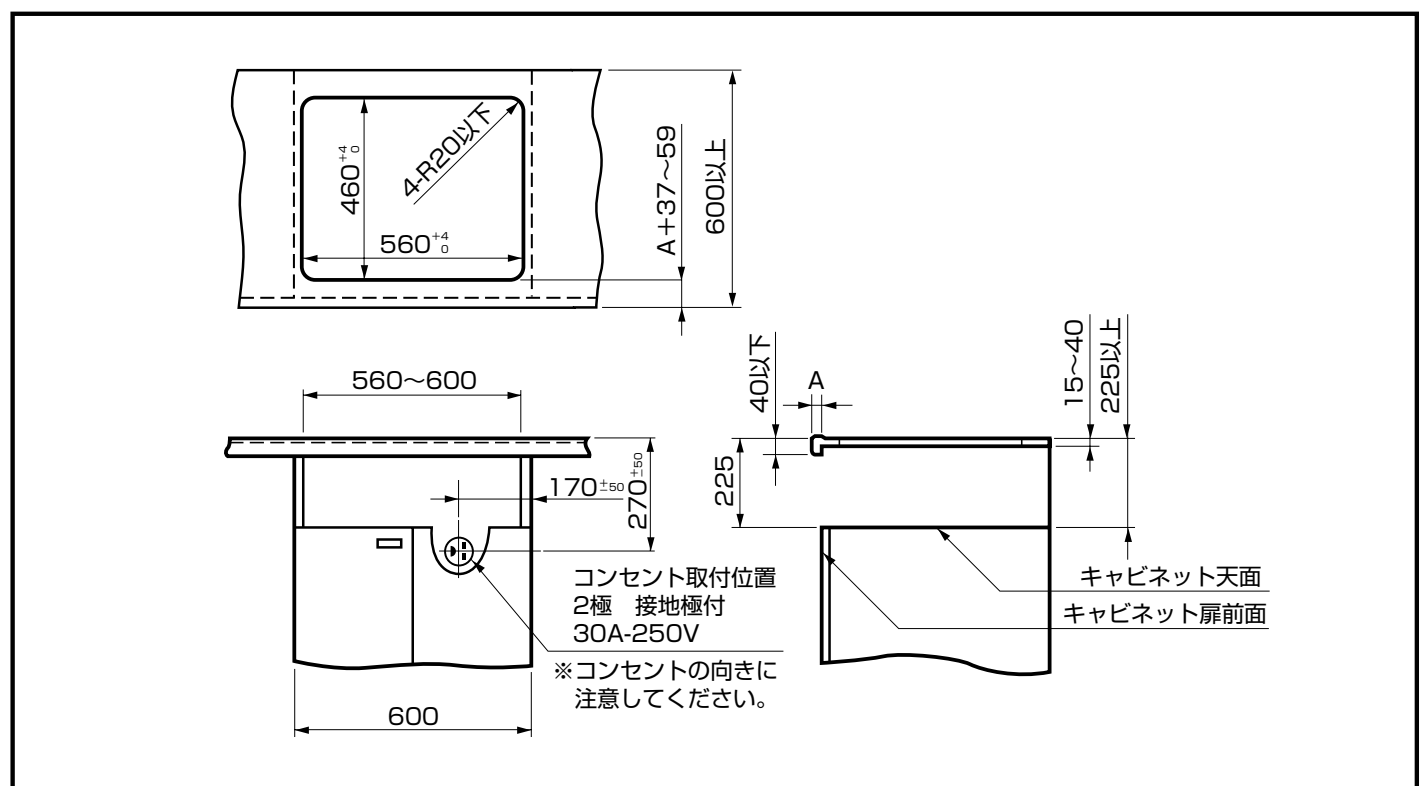
- 不燃材料でできている防熱板を下図の要領で取り付けてください。
なお、防熱板と壁の間には1cm以上の空間を設けてください。



- 製品の金属部がシステムキッチンの金属部と接触する場合は、建造物の壁中の金属(メタルラスなど)とシステムキッチンの金属部と接触しないようにするか、または製品の金属部がシステムキッチンの金属部に接触しないように取り付けてください。

《ご注意》
この器具を設置される台所が、建築基準法に定める(内装制限を受ける調理室)に該当する場合は、台所全体についても内装材の制限を受けます。

5 システムキッチンとの関係寸法図 (単位: mm)



6 外形寸法図 (単位: mm)

